

第57回島根・山口連合海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和6年2月27日

島根・山口連合海区漁業調整委員会

第57回島根・山口連合海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時：令和6年2月27日（火） 11時25分～
- 2 場 所：島根県浜田市片庭町254番地 島根県浜田合同庁舎5階中会議室
- 3 招 集 者：山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知日：令和6年2月6日
- 5 出席委員：

海区名	氏名	海区名	氏名
島根海区	中東 達夫	山口県日本海海区	濱本 幾男
	梅田 信男		吉村 正義
	渡邊 恭郎		仁保 宣誠
	福島 充		久原 隆義
	月森 久樹		

- 6 欠席委員：山口県日本海海区 藤田 昭夫
- 7 議事事項：第1号議案 会長及び会長職務代理者の選出について  
第2号議案 令和6年度の入漁調整について  
第3号議案 しいら漬漁業について
- 8 臨席者及び事務局職員

所 属		職 名	氏 名	備 考
島 根 県	西部農林水産振興センター水産部	部 長 主 任	小谷 孝治 渡邊 至誠	
	島根海区漁業調整委員会事務局	事 務 局 長 主 任 書 記 主 任 書 記 主 任 書 記	原 修一 高橋 一郎 渡邊 朋英 寺谷 俊紀	(調整監)
山 口 県	萩農林水産事務所	部 長 主 査	鱸 篤志 松永 善文	
	山口県日本海海区漁業調整委員会事務局	事 務 局 長 書 記 書 記	向井 秀 土井 健一 中元 佑香	(調整監)

- 9 傍聴人 なし
- 10 付議事項及び審議結果
  - (1) 第1号議案 会長及び会長職務代理者の選出について  
任期後半の2年間の会長に山口県日本海海区 濱本委員、会長職務代理者に島根海区 中東委員を選出。
  - (2) 第2号議案 令和6年度の入漁調整について  
原案どおり承認
  - (3) 第3号議案 しいら漬漁業について  
令和6年度から令和8年度の3年間はC線を山口県が行使することを決定した。

## 11 議事の顛末

向井事務局長

ただ今から第57回島根・山口連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

今年度から山口県日本海海区事務局が当連合海区の事務局を務めさせていただきます。

私は、山口県日本海海区事務局の向井と申します。どうぞよろしくお願いします。以後、着座にて説明させていただきます。

それでは、委員会の成立についてご報告いたします。

当連合海区の委員定数は、委員会規程第4条により10名となっております。

本日は9名の委員さんにご出席いただいておりますので、本委員会が成立していることをご報告いたします。

今回、議題として会長及び会長職務代理者を選出していただくことになっております。

それまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、はじめに両県からご挨拶をお願いいたします。

島根県西部農林水産振興センターの小谷部長様より、ご挨拶をお願いいたします。

島根県

島根県西部農林水産振興センターの小谷です。

小谷部長

開会にあたり、島根県の行政を代表しまして一言ご挨拶を申し上げます。

両県海区の委員の皆様にはご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

平素より漁業秩序の維持、水産資源の保護と有効活用等、ご尽力いただいていることにつきまして、感謝申し上げます。

元日に発生した能登半島地震で亡くなられた方々、また、ご遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災され、今なお厳しい避難生活を余儀なくされている被災者の方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

さて、ひき縄釣漁業を巡る昨今の情勢の変化を受けまして、島根県では、昨年、漁業調整規則を一部改正し、ひき縄釣漁業を許可制から自由漁業へと移行したところです。

自由漁業移行後も入漁条件や確認書につきましては、漁業調整上の観点から引き続き維持して行きましょうということで、両県合意いたしまして、まき網とすくい網も同じく、先般無事に調印に至ったところです。

近年、大きなトラブルもなく、円滑に操業が行われているようですし、引き続き良好な関係が続きますよう、皆様をお願いしたいと

思います。

最後になります、両県漁業関係者の航海安全と豊漁を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、ご審議のほどよろしく申し上げます。

向井事務局長

ありがとうございました。

続きまして、山口県萩農林水産事務所の釜部長様より、ご挨拶をお願いいたします。

山口県  
釜部長

山口県萩農林水産事務所水産部長の釜と申します。

委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

両県委員の皆様方、また、島根県行政の皆様におかれましては、島根、山口両県の漁業調整に格別のご尽力を賜りまして、先ずもってお礼を申し上げます。

また、先月2月8日に行われましたJFしまね益田支所と江崎、須佐支店による漁業者間の入漁協定、これ、私も出席させていただきましたけれども、快く調印式を執り行っていただきましたこと、それから円滑な入漁調整ができておりますこと、併せて感謝申し上げます。

さて、本県の江崎、須佐地区と島根県益田市については、経済圏を共にしており、古くから海上でも入会ながら操業しております。

また、本県はえ縄業者につきましては、島根県の隠岐海区へ入漁させていただいておりまして、非常にお世話になっているところでございます。

本日、議題に上がっております入漁調整も含めまして、島根、山口両県の漁業調整は、長きに亘る漁業者間の信頼関係の上に成り立っているものと考えております。

この信頼関係が崩れるようなことがないよう、県といたしましても、様々な機会を捉えて関係漁業者に対し、適正操業指導の徹底に努めて参りたいと考えております。

本日は慎重なご審議の上、引き続き円満な調整が図られますこと、また、県境を挟みました両県漁業が、今後とも持続的に発展し、地域が活力を持って維持されることを祈念いたしまして、はなはだ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

向井事務局長

ありがとうございました。

それでは、「第1号議案 会長及び会長職務代理者の選出について」でございます。資料につきましては、委員会の議案書を開いていただきまして、目次の次のページをお開き下さい。

委員会規程第5条第2項により、「会長等は、委員会の委員任期中において2年ごとに両海区委員から交代に選出する」こととなっております。

前半の2年間は島根海区から会長を選出していただいておりますので、後半の2年間は山口県日本海海区から会長を、島根海区から会長職務代理者を選出していただくようになります。

先ず会長でございますが、山口県日本海海区から推薦をお願いいたします。

吉村委員

みなさん、おはようございます。

今回から山口県が会長職を務めるということなので、山口県からは山口県日本海海区の会長である濱本委員を推薦します。

よろしく申し上げます。

向井事務局長

続きまして、会長職務代理者につきまして、島根海区から推薦をお願いいたします。

月森委員

島根県の方では、中東会長を会長職務代理者に推薦いたします。

向井事務局長

ありがとうございました。

ただ今、会長に山口県日本海海区の濱本委員さん、会長職務代理者に島根海区の中東委員さんをご推薦いただきました。

これにつきまして、ご了承いただくということでよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

向井事務局長

異議なしということですので、第1号議案につきましては、会長に山口県日本海海区の濱本委員さん、会長職務代理者に島根海区の中東委員さんが選任されました。

委員会規程により、会長が議長となっておりますので、以後の議事進行を新会長をお願いいたします。

それでは、会長及び会長職務代理者を代表いたしまして、濱本会長に就任のご挨拶をお願いいたします。

濱本会長

皆様、こんにちは。

ただ今、会長に選出されました山口県日本海海区漁業調整委員会の濱本でございます。

当連合海区漁業調整委員会での入漁調整は山口県からの一方入漁ということで島根県の皆様には大変お世話になっております。

今年もトラブルなく、先日、益田にて入漁協定が結ばれたと聞いておりますが、地元の組合員に対しては、来年度もトラブルが無いように気を引き締めて操業するよう指導してまいります。

両県におきましては、昨年、中東会長も言うておられましたように、最近、山口島根の県境・入会海域での漁場利用では、以前のようなトラブルはずいぶん減ってきております。

今後も漁業者間の調整等、色々あると思いますが、本委員会の協議を通じて、両県の秩序ある操業がこれからも継続されることを祈念いたします。

今日から2年間、私が会長になるわけですが、委員の皆様方のご理解のもとに運営させていただきたいと思っておりますので、皆様方のご協力を心からお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

向井事務局長

ありがとうございました。

それでは第2号議案からの議事に移っていただきたいと思っております。濱本会長、よろしくお願いいたします。

濱本議長

それでは早速議事に入らせていただきます。

先ずは議事に先立ち議事録署名人の指名を行います。委員会規程により、議長が指名することとなっております。

本日は、島根海区の中東委員さんと山口県日本海海区の吉村委員さんをお願いします。

それでは「第2号議案 令和6年度の入漁調整について」お諮りしたいと思います。令和5年度の入漁実績及び令和6年度入漁希望について、また、併せて関連するひき縄釣漁業の入漁について、一括して説明願います。

土井書記

山口県日本海海区の土井と申します。着座にてご説明いたします。

資料の「第2号議案 令和6年度の入漁調整について」、「島根県海域への入漁について」という資料を見てください。

当該入漁については、関係する地元漁協間での合意に基づきまして、当連調委で承認をいただいた上で、島根県から許可をいただくという形を従来から取っています。

今年も先程説明がありましたように、2月8日に地元漁協間で協議が行われまして、まき網、すくい網につきましましては、資料にお示ししたとおり、昨年同様な期間、操業区域、許可隻数、禁止区域で合意されております。

ここで、令和5年度の入漁状況について、触れさせていただきます。

表の令和5年度入漁実績の欄をご覧ください。

まき網、すくい網については、近年、漁場が形成されないことから許可申請自体を行っていません。

次に入漁に当たっての指導状況ですが、各種漁業につきまして、会議等に於いて適正指導を行っております。

最後に令和6年度の入漁要望隻数につきましては、表の一番右の欄にお示ししております。

これは、本議案の冒頭の説明でお示したとおり、地元漁協間で例年同様、まき網、9統以内、すくい網5隻以内の入漁について合意されていますので、その範囲内で要望させていただきたいということでございます。

次に資料、「その他（報告事項）」、「ひき縄釣漁業について（山口→島根）」という資料について、併せて説明いたします。

当該漁業についても、先程説明しましたまき網、すくい網と同様に地元漁協間での合意に基づきまして、当連調委で承認をいただいた上で、島根県が許可する形を取っていましたが、昨年4月25日の島根県漁業調整規則の一部改正によりまして、ひき縄釣漁業が自由漁業となっています。

令和5年度の操業実績については、欄にありますように、冬場にぶりの漁場が益田沖に形成されたということで、2月末時点で、ぶりが約530kg、さわらが約30kgの水揚げがあったということです。

次に指導状況についてですが、自由漁業化以降も引き続き、会議等において確認書に基づいた適正操業の指導を行っております。

令和6年度につきましては、表の一番右にありますように、2月8日締結の確認書に基づき操業させていただきます。

なお、次のページに操業区域図、操業禁止区域図の図面を添付させていただきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

濱本議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

濱本議長

ようございますか。

それでは本件については既に地元同士の調整も終わっているということですので、山口県のまき網、すくい網、ひき縄釣漁業の入漁につきまして、各々定められた操業条件において、希望隻数のとおり承認することとしてよろしいですか。

濱本議長

それでは、この入漁にあたりまして、円満な操業について関係者に十分配慮願うこととし、承認することとします。

また、自由漁業となりましたひき縄釣漁業につきましても、引き続きトラブル等がなく円満な秩序が維持されますように漁協間で交わされた確認書に基づき操業がなされますよう、関係者にはご配慮のほどよろしくお願ひします。

続いて、第3号議案に移ります。「しいら漬漁業について」でございます。説明をお願いします。

久原委員

ちょっと待ってください。3号議案に入る前に一言お礼を申し上げたいと思います。

今年も本県漁業者の入漁についてご了承いただきまして、大変ありがとうございました。

関係漁業者に対しては、引き続き操業秩序の維持について指導して行きますので、よろしくお願ひします。

どうもありがとうございました。

濱本議長

どうもありがとうございました。

続いて、第3号議案に移ります。「しいら漬漁業について」でございます。説明をお願いします。

土井書記

事務局の土井です。着座にて説明させていただきます。

「第3号議案 しいら漬漁業について」という資料により説明します。

図面にございますように、C線、このC線の取扱いについて、審議していただくものです。

このC線と言いますのが、益田市の魚待ノ鼻から真方位317度の線としいら漬の基線の交点から基線上西へ1.5マイルの線、これをC線と言っておりますが、この線については、昭和48年以降、島根県と山口県が3年交替で行使することになっております。

令和3年から令和5年の3年間は、島根県が行使していますので、順番としましては、令和6年からの3年間は、山口県が行使することになろうと思ひますが、このように取扱って良いかご審議をお願いします。

説明は以上です。

濱本議長

説明が終わりましたが、何かご意見やご質問はございませぬか。



-----質問、意見なし。-----

濱本議長

ようございますか。

それでは、令和6年から3ヶ年、山口県がC線を行使するという提案がなされておりますが、原案どおり承認することとしてよろしいですか。

-----異議なしの声-----

濱本議長

異議なしということですので、第3号議案については、原案どおり可決されました。

予め通知した議題は全て終了しましたが、委員の皆さん、あるいは事務局から何か他にありますか。

ようございますか。

それでは以上をもちまして委員会を終了します。円滑な議事の運営にご協力頂きましてありがとうございました。

(11時45分閉会)

以上議事の顛末を記し、その相違ないことを認証する。

令和6年2月27日

議 長

濱 本 幾 男

議事録署名人

中 東 達 夫

議事録署名人

吉 村 正 義